

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

新しい職長像見据え教育面を充実・強化

事務負担軽減を元請けが支援

三機工業

特集Ⅱ

自動車・電線で引き上げ

労災上積み補償

トピックス

工種別施工計画書で工事把握

鹿島建設 労災防止へ先手管理

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2168

2012

8

15

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21北海道会
安藤行政事務所

所長 安藤壽建

第135回

注意されていたが自主的に深夜の残業し、うつ病を発症

■ 災害のあらまし ■

貴金属加工企業（A社）に勤務していた労働者Bは、同じ仕事をする他の従業員よりも仕事の効率が悪い。午前中は特に効率が悪い。また、時々タバコ休みとして、勤務時間中に外部のスペースで10分程度、日中に5～6回は職場を離れている状況だった。

また、夕方になると昼間よりも少し効率の良い作業をしていた。さらに、他の従業員は繁忙期であっても1日当たりの残業時間が2時間30分を超えることはほとんどないにもかかわらず、Bのタイムカードの記録は深夜の1時～2時となっていることが常習化していた。

社長はそのことを心配して、他の従業員と同じように早く帰宅するように何度も話をして注意をした。しかし、Bは退職の2週間後、所轄労働基準監督署へ行き、うつ病となったのは、1年間で時間外が約900時間（月平均75時間）もの長時間労働が原因であるとして労災申請を行った。

■ 判断 ■

Bはうつ病となった原因は長時間労働であると主張しているが、A社は、むしろ他の従業員と同じように終了する程度の仕事量しか与えていない。また、繁忙期であっても、夜間の残業時間は遅くとも2時間30分以上は禁止していた。

社長は再三、Bへその旨を注意したが、B本人は自分のやり方でやりたいと主張し、注意したときは直るが、しばらくすると従来と同じとなるので半分あきらめて放置していた。このような場合の従業員が自主的に行っていた労働を時間外労働としていえるのだろうか。この事例は、うつ病が

業務の原因となるのかどうかを労災保険の認定基準に該当かどうかを検討された結果、業務上と判断された。

■ 解説 ■

今回の事例は、平成21年の労基署長が労災認定した事案である。しかし、心理的負担による精神障害の認定基準が定められているのでこの改定にそって解説する。最初に1. Bの主張している長時間労働時間数とA社の主張している労働時間数のへだたりがあるので労働時間の管理、2. 「認定基準」と事例にあてはめて説明する。

1. 労働時間の管理

労働基準法では、法定が週40時間労働、1日8時間労働の原則を掲げてあり、労使協定の締結・届出・割増賃金の支払いなどを条件に労働時間外を労働させることを認めている。また、使用者は、労働時間を適正に把握することなど労働時間を適切に管理する責務を有している（平13・4・6基発第339号）。

心理的負担による精神障害の認定基準（基発1226第1号、平23・12・26）の内容は、①始業・終業時刻の確認および記録、②始業・就業時刻の確認および記録の原則的な方法（ア. 使用者自ら確認する、イ. タイムカードなどの客観的な記録を基礎として確認し記録）、③自己申告制により行わざるを得ない場合（ア. 導入前に十分な説明、イ. 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致していること）などが示されている。

これらのことを事例にあてはめると、A社にはタイムカードがあり、Bが主張していることの記録となっている。一方、A社はBが自主的に業務を行っているとは判断している。しかし、夜間の就労に対し、職場



への入室を禁止することや錠をかけるなどして入室の禁止の対策を講じるなど何らかの強い行動がなければならぬ。また、長期間放置したことは、Bは自主的といえながら日中の業務を延長し、時間外の労働をしていることが推測されることとなった。

2. 事例と「認定基準」との判断

「認定基準」の業務上の認定要件としては次の①、②および③の要件を満たす対象疾病について、業務上の疾病として取扱う。①対象疾病が業務に起因して発病していること、②対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務に強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷及び個体的要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

A社の事例では、①と②の認定要件を満たし、対象疾病の発病が業務の起因性の有無の評価を「業務による心理的負荷評価表」によって評価表を指標として心理的負荷はどの程度であるかを「強」、「中」、「弱」の3段階に区分し、記入する方法をとっている。さらに、時間外労働時間数はBが自主的とはいえ、恒常的長時間労働となっており、心理的負荷との総合評価がされ、業務上との判断がされた。